令和８年度　横浜市立入船小学校

第１回　学校運営協議会






１　日　時　　令和8年6月20日（土）　10：40～11：25

２　場　所　　入船小学校　図書館

３　内　容

（１）はじめの言葉

（２）学校長あいさつ

（３）委嘱状授与

（４）自己紹介

（５）今年度の取組

（６）児童指導部会

（７）意見交換

（8）学校運営協議会会長より

（９）おわりの言葉

※第2回　学校運営協議会の予定

12月19日（土）　入船小学校

学校運営協議会について

学校運営協議会とは

学校と地域が一体となって子どもを育てる

社会に開かれた教育課程の実現

カリキュラム・マネジメントの推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律　平成29年4月1日改正

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
平成29年6月5日改正

学校運営協議会とは

Ⅰ 「学校運営の基本方針」の承認

Ⅱ 「連携・協働活動」を協議

Ⅲ 「学校関係者評価」の実施

Ⅳ 「意見」を申し出る

学校運営協議会　委員とは

学校運営や教育活動へ参画する



教育の当事者として、責任感をもち、
積極的に子どもへの教育に携わる

非常勤特別職　地方公務員法第3条　地方公務員は一般職と特別職に分ける
地方公務員法第4条　特別職の地方公務員には適用しない

学校運営協議会　委員とは



Ⅰ　学校教育目標を理解

Ⅱ　地域と学校をつなぐ

Ⅲ　教育課程を理解

Ⅳ　“子どもを育てる”視点

学校運営協議会の委員

委員のカテゴリー



地域住民	・地域に居住する方 ・地域にある公共性の高い施設の代表
学識経験者	・外部有識者 ・学校の課題解決のための専門家 ・ブロック内の校長
保護者	・PTA会長 ・おやじの会代表

学校長

学校運営協議会の様子

学校運営協議会のメリット

学　校

・安心して学校経営にあたれる
・地域住民や保護者が味方になる
・様々な意見に負けない応援団になる
・人、物、資源を集めることが可能
・継続的、組織的な支援が得られる
・教育委員会に意見を述べられる

地　域

・子どもの育ちに積極的に関われる
・地域の団結や活性化を実現できる
・生きがいを見つけることが可能

令 和 ８ 年 ６ 月

横浜市立入船小学校

校 長　　松本久美子

令和8年度　横浜市立入船小学校学校経営にあたって

学校教育目標

「ここに根づき、ここを愛し、ここを創る　入船の子」

〔知〕　基礎･基本を身に付け、問題解決に向けて、自ら学ぶ子ども
〔徳〕　自らを律し、人を思いやるやさしさをもった心豊かな子ども
〔体〕　基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康な子ども
〔公〕　地域を愛し、地域の人と関わり地域とともに生きる子ども
〔開〕　多様性を認め共生する力をもち、新たな考えを創る子ども

子どもの心と身体の健康を維持するために、令和元年度設立した学校運営協議会の三つの取り組み「基本的な生活習慣、子どもの安全の見守り、あいさつ運動」を継続していきます。

「基本的な生活習慣」　→子どもたちが心身ともに健康で落ち着いて学習に取り組むために「早寝、早起き、朝ごはん」や「手洗い、うがい」などの基本的な生活習慣を身に付ける。

「子どもの安全の見守り」　→子どもたちの登下校や放課後の安全を学校･家庭･地域が協力して見守り、命を守る。

「あいさつ運動」　→心が元気になり、人と人をつなぐあいさつの大切さを子どもたちに伝え続ける。

「不易と流行」

この数年間で、社会情勢は大きく変化しています。新しい生活様式、働き方改革等々、できる範囲でできる限りのことを行っていきます。正しい活動は自信をもって行い、そのなかで時代の変化に伴い、新しい意味や価値を見出し、新しい方法を考え、実行していきます。

「入船小の子どもたちを成長させるために」

☆教職員、地域が協力し合って、それぞれの立場に立って行う。

・授業づくり　・健康づくり　・環境づくり

☆　しっかり教え　しっかり引き出す

☆　あいさつ　返事は　心を込めて　元気よく

☆　一生懸命は　かっこいい

１年間、よろしくお願いいいたします。

横浜市立 入船小学校　　令和 7 － 9 年度版 中期学校経営方針 （ 令和 8 年度修正）

学校教育目標	学校教育目標「ここに根づき、ここを愛し、ここを創る 入船の子」 ・「自ら知恵をつくる〔知〕」 基礎・基本を身に付け、問題解決に向けて、自ら学ぶ。 ・「自ら道徳心をつくる〔徳〕」 自らを律し、人を思いやるやさしさをもった豊かな心を育む。 ・「自ら健康をつくる〔体〕」 基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康な体を育む。 ・「自ら社会と関わる〔公〕」 地域を愛し、地域の人と関わり地域とともに生きることを実感する。 ・「自ら自己をつくる〔開〕」 多様性を認め共生する力をもち、自分を見つめる。

学校概要												
創立	98	周年	学校長	松本 久美子	副校長	本井 麻美	2	学期制	一般学級:	6	個別支援学級:	2
児童生徒数:	136	人	主な関係校:	寛政中学校	汐入小学校							

教育課程全体で育成を目指す資質・能力	寛政中ブロック	
＜基礎学力の定着＞ ＜規範意識＞ ＜多文化共生＞	寛政中学校 入船小学校 汐入小学校	自ら学び、社会とつながり、協働的に社会を創ろうとする子ども ・「児童生徒の誰もが主体的に学習できる授業づくり」を小中で進め、自ら学ぶ姿勢と問題解決していく力の育成を図る。教育DXを推進し、多様な学びができるよう、教育環境整備を進める。 ・小中接続の部分で「市学力学習状況調査結果」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」等を活用し、全職員でブロックの子ども達への理解を深める。

中期取組目標
○学校生活全体のなかで、児童一人ひとりの自尊感情を高め、自己有用感を育みます。 ○学習意欲を刺激し、基礎的・基本的な学力の定着を図り、さらに応用力を身に付けます。 ○運動すること、スポーツすることを通して、仲間との協力や運動の楽しさ、快さを体感させます。 ○基本的な生活習慣・衣食住習慣の確立を図ります。 ○幼保小中の学校間の連携と、たてわりグループによる校内の連携を生かした学校づくりを推進します。 ○学校・家庭・地域・警察等諸機関との連携・協力を図り、深め、安全・安心な学校づくりに励みます。 ○教職員がお互いを尊重し、認め、高め合いながら各個人の力を発揮し、協力し合える職場環境を目指します。

重点取組分野		具体的取組
知	個に応じた指導	①重点研究を通して、児童が互いに学び合う授業づくりを目指す。②放課後の学習支援を必要とする児童に「学び場」、日本語支援を必要とする児童に「つるみ一にょ」を行う。また、「読み聞かせ」や「国語・算数スキルタイム」を火・木・金の朝15分間行い、学習の定着を図る。
担当	重点、教務	
徳	人権教育	①日々の授業や縦割り活動等、日常生活の中で、一人ひとりの児童が人に認められたり感謝されたりする場面を作り、自尊感情を高め、自己有用感を育てる。 ②「いりふねコンサート」を通して、音楽や芸術との出会い、情操を豊かにする。
担当	道徳、特活	
体	体力の増進	①授業、体育的行事、「入船ギネスチャレンジ」などを通してスポーツの楽しさを味わい、意欲的に体力の増進に取り組む児童を育てる。②児童の基本的生活習慣・食習慣の確立、感染症予防の意識向上を図るための指導を工夫するとともに、保護者への啓発活動も行う。
担当	体育部	
公開	地域連携 多文化共生	①地域の人に積極的に学校と関わっていただいたり、地域行事を通して、地域とのかかわりを深めたりするなかで、地域の教育力を学校教育に活用できるようにする。②人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成を図る。
担当	教務、国際	
いじめへの対応		①道徳教育を中心に全ての教育活動において、児童一人ひとりにいじめを許さない気持ちを育てる。 ②専任が中心となり、いじめや問題行動に対して組織的に対応できる体制を確立する。アンケートや情報交換などを通して、情報収集を行い、児童に寄り添い迅速に対応できるようにする。
担当	児童支援	
人材育成・組織運営(働き方)		①学年ブロック制・一部教科分担制・部会制などの取り組みを通して、チームとしての組織的な動きが機能するよう努めていく。②5年次未満の教職員を中心にメンターチームを組織し、主幹教諭を講師に授業力や児童指導力の向上に向けて研修を計画的に進めていく。
担当	教務部	
児童指導・児童支援		①アンケートや研修を通して、児童・保護者の実態やニーズを全職員で理解し、共有する。スタンダードも活用し、児童一人ひとりに全職員が同じスタンスで支援指導を行う。 ②外部専門機関との連携を図るなど幅広い対応を推進し、児童の成長を多面的に支援する。
担当	児童指導	
特別支援教育		①全教育活動を通して、児童の人権感覚と実践力を育てる。②児童の特性やニーズに合った特別支援教育的な支援・指導のあり方について研究と実践に努める。個別支援級の環境整備に努め、授業や教室環境におけるユニバーサルデザインの有意義な活用を実践していく。
担当	人権、特別支援	
多文化共生・幼保小連携		①外国籍、つながりのある児童、沖縄出身児童等国籍や文化の違い、多様な個性を認め合える教育、人権意識を育てる。 ②幼保小連携の充実を図り、スムーズな移行、児童の期待感、安心感を多面的に支援していく。
担当	国際、幼保小	

横浜市立入船小学校いじめ防止基本方針

平成２７年２月　策定

１ いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての入船小学校の基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

『ここに根付き　ここを愛し　ここを創る　入船の子』の学校教育目標の実現を目指し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを基盤として、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を進めるにあたり、児童一人ひとりの思いや意見を大切にし、児童が主体的に安心できる学校づくりに参画できるよう努める。

【具体案】

・児童一人ひとりを尊重し、一人一台端末を用いた『いのち（生命）の安全教育』を推進する。
・児童会活動や学級活動等を通して、安心して過ごせる学校づくりについて、発達段階に応じて児童が意見を表明する機会を設ける。

２　「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者とする。学校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、児童指導部、学年主任。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任、専科、また、校長は必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。　校長等の責任者は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止
・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対応
・いじめの相談、通報窓口の設置
・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収録と記録、共有
・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証
・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

３ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、以下の取組を行う。
・教科領域の中で、豊かな心の育成のため、互いに自分の考えを言い合える、友達の考えを聞き合える、認め合えるよう、授業改善に努める。
・たてわり活動や委員会活動、クラブ活動、学級での清掃活動や係活動など学校生活全般を通じて、思いやりの心を育てるとともに、自己有用感を高められるようにする。
・人権教育、道徳教育を推進し、他者を思いやる気持ちを育成する。
・児童会活動や学級活動等を通して、いじめを許さない集団づくりについて児童の意見を取り入れ、児童が主体的に考え行動できる取組を推進する。
・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を有効に活用し、子ども同士のつながりを強化する。

【具体案】
・代表委員会や学級会等で、いじめ防止に関する話合い活動を計画的に実施する。
・児童の主体的な取組（あいさつ運動、たてわり活動）を発達段階に応じて支援する。

② いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、以下の取組を行う。
・いじめの定義理解を含む教職員への研修
・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
・定期的な教育相談の実施
・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
・保護者、地域、関係機関と連携

③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要という認識のもと、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的な対応を行う。
・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
・関係児童・保護者への適切な情報提供及び説明・支援
・SC や SSW、警察署等関係機関との連携

④ いじめの解消

いじめの解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
・いじめの行為が少なくとも３ヶ月（目安）止んでいること
・被害児童本人の状況を見取り、心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修、法の確実な運用を行うための研修を行う。
・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用の仕方
・事例検討研修
・ＹＰアセスメントとその活用の仕方
・児童理解研修

⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 年間計画（令和８年度）

４月	年間計画作成と重点指導内容等の確認　申し送り事項の確認　児童の実態把握 入船スタンダードの確認　家庭訪問　　サイバー教室　　児童理解研修
５月	児童の実態把握　ＹＰアセスメント実施①　学校説明会での方針の発信 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
６月	児童の実態把握　学校運営協議会
７月	児童の実態把握　個人面談　横浜子ども会議
８月	児童の実態把握　事例検討研修　横浜子ども会議
９月	児童の実態把握　「子どもの社会的スキル横浜プログラム」活用研修
１０月	児童の実態把握　児童理解研修
１１月	児童の実態把握　いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート教育相談）
１２月	児童の実態把握　個人面談　人権週間での取組
１月	児童の実態把握　ＹＰアセスメント実施②
２月	児童の実態把握　取組の振り返り
３月	児童の実態把握　新年度への引継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月１回、随時）　カウンセラーによる相談

４ 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 １ 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

・発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

・調査・報告

対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

・児童、保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜適切に報告する。

５ いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくても年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成２７年　２月
平成２８年　２月
平成２９年　２月
平成３０年　２月２６日改定
平成３１年　２月
令和　２年　２月
令和　３年　３月
令和　４年　３月２５日改定
令和　５年　３月３０日改定
令和　６年　３月２５日改定
令和　７年　３月２４日改定
令和　８年　３月１０日改定